

NPO 法人 K-IT シティ・コンソーシアム	表彰規定	理事長
細則		2007.2.11

範囲：この法人が行う表彰に関する必要な事項について定める。

第1条 表彰は、この法人が目的とする活動の発展に功績のあった個人及び団体の功績を称え、もってこの法人のよりよき発展に資することを目的とする。

第2条 表彰は、次の方法により理事長がこれを行う。

1. この法人の目的とする活動の発展に功労のあった正会員個人及び正会員団体を対象とする。
2. この法人の目的とする活動の発展にこの法人の役員として多年にわたり功労のあった者を対象とする。
3. 表彰は、この法人の総会時に開催する懇親会において、本人及び団体代表の表彰状を授与することによりこれを行う。

第3条 表彰の適正を期するため、理事会において理事からの推薦理由を審議し、対象者を決定する。

第4条 表彰に付加される褒賞金の金額は、理事会において功績等を勘案してこれを決定する。

付則

1. この法人は、会員を表彰するほか特に必要のある場合、活動会員ならびに賛助会員に感謝状を送ることが出来る。
2. この法人の役員とは、この法人の定款第13条に規定される理事長・専務理事・常務理事・理事・及び監事を言う。事務局長および事務局員はこれに準ずる。
3. 第2条第2項における役員の場合の多年とは、6年以上を原則とする。
4. この細則は、平成19年2月11日から施行する。